

第186回国会（常会）提出予定法律案（国土交通省関係）

国土交通省 総計 11件（うち※ 6件、その他 5件）

| 予算 関連 | 件名 | 要旨 | 国会提出 予定時期 |
|----------|--|---|--------------|
| ※ | 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 | 奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、交付金制度の創設等の措置を講ずる。 | 1月下旬 |
| ※ | 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案（仮称） | 海外において交通事業又は都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的とする株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（仮称）に関し、その設立、機関、財政上の措置等を定める。 | 2月上旬 |
| ※ | 港湾法の一部を改正する法律案 | 国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、特別特定技術基準対象施設（仮称）の改良に係る無利子貸付制度を創設する。 | 2月上旬 |
| ※ | 道路法等の一部を改正する法律案 | 多様な資金の活用により高速道路の適正な管理を図るため、道路の立体的区域の決定に係る制度の拡充、インターチェンジの整備に要する費用の貸付け制度の創設、高速道路の料金の徴収期間の満了の日の変更等の所要の措置を講ずる。 | 2月中旬 |

| | | | |
|---|---------------------------------|---|------|
| ※ | 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 | 住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、市町村による立地適正化計画（仮称）の作成について定めるとともに、当該施設についての容積率及び用途の制限の緩和等の所要の措置を講ずる。 | 2月中旬 |
| ※ | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案 | 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、市町村等による地域公共交通網形成計画（仮称）の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業（仮称）を実施するための地域公共交通再編実施計画（仮称）の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定める。 | 2月中旬 |
| | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 | 二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（仮称）の締結に伴い、船舶からの有害水バラストの排出の規制を行う等の所要の措置を講ずる。 | 2月下旬 |
| | マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案 | 地震に対する安全性が確保されていないマンションの建替え等の円滑化を図るため、マンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度を創設する等の所要の措置を講ずる。 | 2月下旬 |
| | 建設業法等の一部を改正する法律案 | 建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設工事の適正な施工を確保するため、暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するとともに、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の所要の措置を講ずる。 | 3月上旬 |

| | | |
|-------------------------|---|-------------|
| <p>建築基準法の一部を改正する法律案</p> | <p>より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲の見直し、木造建築物に係る制限の合理化、建築物等についての国の調査権限の創設、容積率制限の合理化等の所要の措置を講ずる。</p> | <p>3月上旬</p> |
| <p>海岸法の一部を改正する法律案</p> | <p>津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体（仮称）制度の創設等の所要の措置を講ずる。</p> | <p>3月上旬</p> |